

瀬戸市広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業者募集要項

1 事業の目的及び概要

本市では、市民課及び国保年金課の窓口混雑緩和、スムーズな案内の実現並びに待ち時間の快適化を図るため、瀬戸市広告付き窓口番号案内表示システム等（以下「システム等」という。）を設置して、窓口案内及び市内の広告情報を掲載する企画について提案していただける事業者を募集します。

2 システム等の仕様等

「瀬戸市広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業仕様書」のとおり

3 申込資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、システム等の設置事業について、地方自治体、公共施設などでの実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を審査し、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないと認められること。
- (3) 次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者
 - イ 参加申込書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成13年8月1日施行）に基づき、指名停止措置を受けていない者
 - ウ 参加申込書を提出した日から契約日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者
 - カ 国税及び地方税の滞納がない者

4 施設使用等について

(1) 施設使用について

ア 行政財産目的外使用許可

システム等の設置場所については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可に基づく使用とします。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、単年度毎に更新するものとし、令和11年11月30日までとします。

(2) 行政財産目的外使用料及び広告掲載料

ア 行政財産目的外使用料

瀬戸市財産条例に基づき、システム等の面積に応じて使用料を計算し、納付していただきます。

イ 行政財産目的外使用料とは別に、広告掲載料を納付していただきます（広告掲載料の額は、設置業者の提案によるものとします。）。

ウ 電気料金

システム等稼働に伴う電気料金は全額事業者の負担とします。電気料金の算出ができるよう、メーターの設置若しくは設置機器全ての消費電力のわかるものを提出していただきます。

エ その他必要経費等

システム等の制作、設置、撤去等に要する経費及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とします。

5 提案条件等

(1) 提案金額

ア 提案金額は、市に支払う広告掲載料を1か月あたりの総額（消費税及び地方消費税を含む。）で提示してください。

イ 提案金額については、最低募集価格（非公開）を設定します。

(2) 掲載広告等

広告主の選定及び広告内容等については、別添の「瀬戸市広告掲載取扱基本要綱」を遵守してください。

(3) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、使用料等の費用は市が指定する期日までに納付してください。

イ システム等を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、「瀬戸市広告掲載取扱基本要綱」に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。

エ 広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得てください。

(4) 維持管理等

ア 庁舎内の配置等の変更及び広告主の変更、移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。

イ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、システム等に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。

ウ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、瀬戸市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(5) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可の全部若しくは一

部を取消、又は変更することがあります。

(6) 原状回復

事業者は、許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を市に請求することができません。

6 申込方法

(1) 申込受付期間

受付期間 令和6年7月30日（火）から8月13日（火）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ ただし、土日及び祝日は除きます。

(2) 受付場所

瀬戸市役所北庁舎1階 瀬戸市市民生活部市民課 市民係

(3) 応募に必要な書類

ア 瀬戸市広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業参加申込書（様式1）

イ 入札書（様式2）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合、法人の印鑑証明書）

エ 商業登記の現在事項全部証明書（発行後3か月以内のものに限ります。）

オ 直近2年分の決算書

カ 直近2年分の国税及び地方税のそれぞれに未納の税額がないことの証明書

キ 会社パンフレットなど事業概要が分かるもの

ク 瀬戸市広告付き窓口番号案内表示システム等設置事業企画提案書（発券機及びモニターのイメージ図又は写真を含む）

※ 提出部数は1部とする。

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込に必要な書類を受付場所に直接持参してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取り消し、その旨について後日、電話連絡を行います。

7 仕様等に対する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問がある場合は、次の期間内に電子メールで市民課市民係宛てに質問書（様式任意）を提出してください。

質問期間：令和6年7月16日（火）から7月23日（火）まで

E-mail アドレス：shimin@city.seto.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和6年7月29日（月）午後5時までに、瀬戸市ホームページにてお知らせします。

8 事業者の選定

提出いただいた書類等の審査を行い、申込資格を満たした者のうち、最高価格の掲出料金を入札した1社を選定します（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。）。なお、必要に応じて、来庁して説明していただく場合や提出された事業計画等に対し質問させていただく場合があります。

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続を申請しなかった場合
- (2) 事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

10 その他

- (1) 提出された申請書類等については、選定結果にかかわらず一切返還しませんので、ご承知ください。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、瀬戸市契約規則等の関係法令に定めるところによって処理します。

11 問い合わせ先

瀬戸市市民生活部市民課市民係（担当者：森、澄川）

瀬戸市追分町64番地の1

電話 （0561）－88－2590

FAX （0561）－86－0012

E-mail shimin@city.seto.lg.jp